年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

関東千葉厚生年金 事案 5698

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成4年4月から同年9月までは16万円、同年10月から5年6月までは18万円、同年7月から6年9月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月11日から6年10月1日まで 私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が減額 訂正されているが、訂正前の金額が正しいので、標準報酬月額の記録を 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年4月から同年9月までは16万円、同年10月から5年6月までは18万円、同年7月から6年9月までは20万円と記録されていたところ、同年4月28日付けで、4年4月に遡及して8万円に減額訂正されている上、複数の元同僚についても、申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は、当該減額訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致している。

さらに、A社のB職は、「申立期間当時、当社の経営状況が悪く、社会保険料の未納があったことから、社会保険事務所の担当者から当該未納額を減らすための方法について話があった。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理は事実に即したものとは考

え難く、申立人について、平成4年4月に遡及して減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年4月から同年9月までは16万円、同年10月から5年6月までは18万円、同年7月から6年9月までは20万円に訂正することが必要であると認められる。

関東千葉厚生年金 事案 5699

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年2月1日から同年7月1日まで

② 昭和55年12月18日から56年7月1日まで

私は、A社に昭和 48 年 3 月 27 日に入社し、B支店で仕事を行った。その後、C社に転籍し、同社が社名変更したD社を経て、E社F支店に転勤するまでの間は、B支店で継続して勤務しており、職務内容も同じだった。また、E社F支店に転勤した後も、56 年 9 月 20 日に退職するまで継続して勤務していた。申立期間①についてはC社、申立期間②についてはE社F支店に在籍し、それぞれ給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①を含め、A社、C社及びD社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立人が申立期間①の直前まで厚生年金被保険者であったC社は、昭和52年2月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が申立期間①の直後に被保険者となっているD社は、同年7月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①において、両社は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、雇用保険の加入記録により、申立人と同様に、C社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和52年2月1日に、同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した以降も同社に継続して勤務していたことが推認できる者は、申立人を除き6人確認でき、これらの者の申立期間①における厚生年金保険の加入記録を確認したところ、別の事業所において

厚生年金保険の被保険者となっている者及び厚生年金保険に加入した形跡が見当たらない者がいるほか、当該6人のうち2人については、オンライン記録によると、申立期間①に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、C社の申立期間①当時の事業主は、「当時の資料は無く、申立 人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」と回 答している。

加えて、申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和52年2月1日と記載されており、当該記録は、オンライン記録と一致している上、当該資格喪失日が遡って訂正された形跡は無く、申立人の被保険者原票に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「E社本社の辞令により、D社からE 社F支店に異動した。」と主張しているところ、申立人のE社F支店にお ける雇用保険の加入記録により、昭和55年12月1日に雇用保険の被保険 者資格を取得していることが確認できる。

しかし、E社F支店において申立期間②に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、申立人を除き 14 人確認でき、オンライン記録により住所が判明した 10 人に文書照会したところ、6人から回答が得られたものの、いずれも、「申立人のことは知らない。」と回答している。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日以降に被保険者資格を喪失している者が 16 人確認でき、オンライン記録により住所が判明した 13 人に文書照会したところ、回答が得られた9人のうち7人は、「申立人を知っている。」と回答しているものの、申立人の異動時期及び異動先について具体的に記憶している者はいない。

さらに、E社及び同社の申立期間②当時の事業主は、「当時の資料は残っておらず、E社F支店における申立人の勤務状況、保険料控除等については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。